朝 日 町 避難行動要支援者避難行動 支援プラン(全体計画)

平成30年3月

防災保全課

目 次

第1章 基本的な考え方	l
1. 趣旨	1
2. 位置づけ	1
3. 避難行動要支援者等の定義	1
4. 推進体制	2
第2章 避難行動要支援者援助の推進体制	2
第2章 避無11 期安又振有援助の推進体制	
2. 地域の役割	
3. 避難関係者の役割	
4. 避難行動要支援者自身の役割	
4. 歴無打到女又版名日分の仪引	,
第3章 避難行動要支援者情報の把握・共有	7
1. 避難行動要支援者名簿の作成	7
2. 避難行動要支援者名簿の管理・更新方法	3
第4章 避難行動要支援者の個別計画	9
1. 目的	
3. 個別計画の共有・管理	9
4. 援助方法等の調整	9
	_
第 5 章 情報伝達体制について	
1. 避難情報の種類1(
2. 避難準備・高齢者等避難開始発表の基準について	
3. 避難行動要支援者への情報伝達10 4. 避難行動要支援者の避難援助方法等の普及10	
4. 避難11 動姜又張有の避難振助乃法寺の音及	
3. 姓無訓練の美胞	J
第6章 避難誘導・安否確認体制の整備12	2
1. 避難援助の実施体制12	2
2. 安否確認情報の収集体制12	2
第 7 章 避難所等における援助体制	3
1. 避難所における援助対策	
2. 福祉避難所	
第8章 推進に向けて	ô

第1章 基本的な考え方

1. 趣旨

近年、集中豪雨や台風による風水害、地震・津波などにより全国で大規模な災害が発生 しています。これらの災害による被害を未然に防止するためには、平常時からの対策が重 要であり、災害に対する備えの有無が、被害の規模を大きく左右しています。

そこで、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握するとともに、防災情報の伝達手段・体制の整備及び避難誘導等の援助体制を確立することにより、避難行動要支援者の避難援助を迅速かつ的確に行うことを目的として、「朝日町避難行動要支援者避難行動支援プラン(全体計画)」(以下「本プラン」という。)を作成します。

また、災害時の対策は、自らの命は自らで守るという「自助」を基本に、地域や近隣の住民が助け合い(共助)、行政機関等による援助活動を併せ(公助)、避難行動要支援者の総合的な援助対策を講ずる必要があります。

このため、地域における避難行動要支援者一人ひとりの援助の指針となる「個別計画」を位置付け、その作成を促進します。

2. 位置づけ

本プランは、避難行動要支援者名簿に関する災害対策基本法第 49 条の 10 から第 49 条の 13 までの規定に基づき策定するもので、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「朝日町地域防災計画」を踏まえ、避難行動要支援者の避難援助対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにするものです。

本プランは、「朝日町地域防災計画」に示されている「住民や地域の防災対策の促進」、「避難行動要支援者対策の推進」、「災害時要援護者対策」等の具体的な取組ともなるものです。

3. 避難行動要支援者等の定義

(1) 本プランの対象となる避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、要配慮者(高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等)のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に援助を要する者として朝日町地域防災計画で定めるものをいいます。

本プランに基づく避難援助等の体制づくりは、他者の援助がなければ避難できない在宅の人で、かつ一人暮らしなどの理由で家族等による必要な援助を受けることが困難な避難行動要支援者を重点的・優先的に進めます。

(2) 避難支援等関係者

避難支援等関係者(以下「避難関係者」という。)とは、朝日町地域防災計画で定める次の機関及び個人とします。

- ① 消防機関(四日市市消防本部、朝日川越分署、消防団)
- ② 警察機関(三重県警察署、四日市北警察署)
- ③ 自治区(自主防災組織)
- ④ 民生委員・児童委員協議会

- ⑤ 社会福祉協議会
- ⑥ その他の避難援助等の実施に携わる関係者及び団体で町長が特に必要と認めたもの(桑名保健所、医療機関、ボランティア団体、福祉サービス事業所)

(3) 援助者

災害時に、避難行動要支援者に対して直接避難援助を行う者として、次の者が候補となり、具体的には個別計画で定めます。

- ① 近隣住民
- ② 自治区構成員
- ③ その他避難援助が可能な者

4. 推進体制

町は、避難行動要支援者の避難援助を的確に実施するため、総務課防災保全室、保険福祉課、社会福祉協議会で構成する「(仮称)避難行動援助者連絡会議」を設置します。

尚、避難援助体制の整備にあたっては、自治区(自主防災組織)及び平常時から避難行動要支援者と接している民生委員・児童委員協議会の参加を得ながら進めます。

【(仮称)避難行動援助者連絡会議の主な役割】

- ・本プランに関する情報発信
- ・避難行動要支援者情報の共有化
- ・避難行動要支援者が参加する地域防災訓練への協力
- ・避難行動要支援者への援助策の検討等

第2章 避難行動要支援者援助の推進体制

避難行動要支援者の避難援助は地域(近隣)の共助の力が重要となることから、避難関係 者等の役割分担を明確にし、共通認識を持っておくことが必要です。

以下に、その役割分担を示します。

1. 町の役割

(1) 防災担当部門(総務班:防災保全課)

平常時には、自治区(自主防災組織)の組織体制の強化促進、地域への情報伝達体制の整備を進めます。また、地域の避難関係者と情報を共有するとともに、地域で行われる防災訓練等への援助により、地域における援助体制構築に努めます。

災害時には、災害対策本部等を運営し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)など避難関係者等へ避難情報を伝達し、安否確認情報の集約と避難援助 に係る関係機関等との連絡調整を行います。

(2) 福祉担当部門(保険福祉班:保険福祉課)

平常時には、避難行動要支援者情報を収集・整理するとともに、防災担当部門と連携し、避難行動要支援者名簿の作成・更新を行います。また、日常業務を通じて避難行動要支援者やその援助者となる町民、地域組織等との関係づくりに向けた啓発、避難援助に関する取り組みの周知・広報等に努めます。

災害時には、避難行動要支援者への円滑な情報提供や、相談、ニーズへの対応に努めます。

(3) 保健衛生担当部門(保険福祉班:子育て健康課)

災害時には、避難行動要支援者の避難動向や医療の継続状況等を調査し、健康管理の 拠点として、医師会や医療機関、保健所等関係機関と必要な対策に努めるとともに、健 康相談や栄養相談などニーズに応じた相談体制の整備に努めます。

(4) 消防団(消防班)

消防団の任務は、地域を火災等の災害から守ることであり、消防団は地震・津波や風水害等の大規模災害時にも消防署員とともに消防・救助活動にあたります。また、災害時以外には火災の予防や町民に対する啓発など幅広い分野で活動しており、地域の消防・防災のリーダーとしての役割を果たします。

2. 地域の役割

(1) 自治区(自主防災組織)

平常時には、避難行動要支援者と援助者の顔合わせや避難場所、避難経路の確認、避難訓練などを実施します。また、民生委員・児童委員協議会と連携し、避難行動要支援者の見守り活動を行うとともに、避難行動要支援者の個別計画の作成を援助します。

災害時には、避難情報を援助者に伝えるとともに地域住民と協力して、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認を行います。

(2) 民生委員・児童委員協議会

日頃からの声かけ・安否確認等を通じて避難行動要支援者の見守り活動を行うととも に、自治区(自主防災組織)と協力し、避難行動要支援者の個別計画の作成を援助しま す。

災害時には、避難所において災害対策本部の行政職員等に協力し、避難行動要支援者の相談に応じます。

(3) 援助者

避難行動要支援者を日頃から見守り、災害のおそれがある場合には自治区(自主防災 組織)からの避難情報を受け、避難行動要支援者に情報を伝達し、避難の際には、避難 行動を援助します。

(4) その他 (事業所等)

地域の事業所等はそれぞれの立場で被害の抑止等に最大の努力を払い、日頃から災害に備え災害対策を確立するよう努めます。また、地域住民や自治区(自主防災組織)等との協力体制の確保に努めます。

3. 避難関係者の役割

(1) 民生委員·児童委員協議会

避難行動要支援者同意者名簿の適正な管理を行い、自治区(自主防災組織)など地域の関係団体と日頃から連携し、個別計画の作成を援助します。

災害時には、効率的な安否確認が行えるよう、必要な情報の提供体制や連絡体制づくりを行います。

(2) 社会福祉協議会

地域福祉コーディネーターを配置し、避難関係者と連携しつつ、各個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、必要な調整を行います。

災害時には、町と連絡調整し、避難所や被災した避難行動要支援者等のニーズを的確 に把握しながら、ボランティアの受け入れとともに、ボランティアが効果的に活動でき るよう調整します。

(3) その他

① 社会福祉施設・福祉サービス事業者

保険福祉センター(指定管理者)や福祉サービス事業者等は、日頃から施設等利用者に対する災害時の対応方法について定めておくとともに、災害時に自らが保有する資機材や福祉車両等を活用して避難援助が実施できる体制の整備に努めます。

災害時は、行政からの要請に基づき避難行動要支援者の一時的な避難施設として 体制を整え、可能な範囲で避難行動要支援者を受け入れるとともに、町や地域組織 に協力し、避難行動要支援者からの相談に対応します。

② 医療機関

来院者に対する災害時の対応方法について定めておくとともに、災害時においては地域防災計画に基づく大規模災害時における医師会員対応マニュアルにより、負傷者の受け入れや地域の緊急医療体制への支援・協力等に努めます。

③ ボランティア団体等

社会福祉協議会と連携し、被災した避難行動要支援者へ様々な援助活動を行います。

④ 保健所(桑名保健所)

日常の業務から、災害時に援助が必要な難病患者等の把握を行うとともに、町が

行う避難行動要支援者把握のための調査への協力を行います。また、避難関係者からの災害時の援助に関する相談に対応しながら、個別計画作成への援助・協力に努めます。

災害時には、避難所における避難行動要支援者の心のケア及び健康管理に関する 指導・助言を行います。

4. 避難行動要支援者自身の役割

(1) 隣近所や地域の援助者等との関係づくり

民生委員・児童委員や自治区長(自主防災組織のリーダー)、援助者等が誰であるか 把握しておきます。また、町や各地域で実施する防災訓練等には積極的に参加するとと もに、その機会を通じて自治区(自主防災組織)や隣近所の人とのコミュニケーション を密にしておきます。

(2) 必要な援助内容の伝達

災害時に備え、個別計画を作成するとともに、必要な援助の内容を援助者に伝えるようにします。

(3) 避難経路の確認

災害時に備え、自宅から避難場所や避難所等までの経路を家族や援助者などとともに 実際に歩いてみて、事前に確認しておきます。

(4) 非常持ち出し品等の準備

災害時に避難が必要となった場合に備えて、非常持ち出し品等をまとめておき、いつでも携帯できるよう出入口付近に備えておきます。特に薬や医療器具など特別な持ち出し品が必要な場合は、周囲の人にその情報が伝わるよう表示しておきます。

(5) 災害に備えた備蓄

飲料水は、1人1日3リットルを目安として、3日分以上をペットボトル等の容器に常時用意しておき、保存可能な期間に注意しながら定期的に取替えます。 また、缶詰や保存食、菓子など、電気・ガス・水道等のライフラインが途絶した場合でも摂取可能な食料を3日分以上備え、保存可能な期間に注意しながら定期的に取替えます。

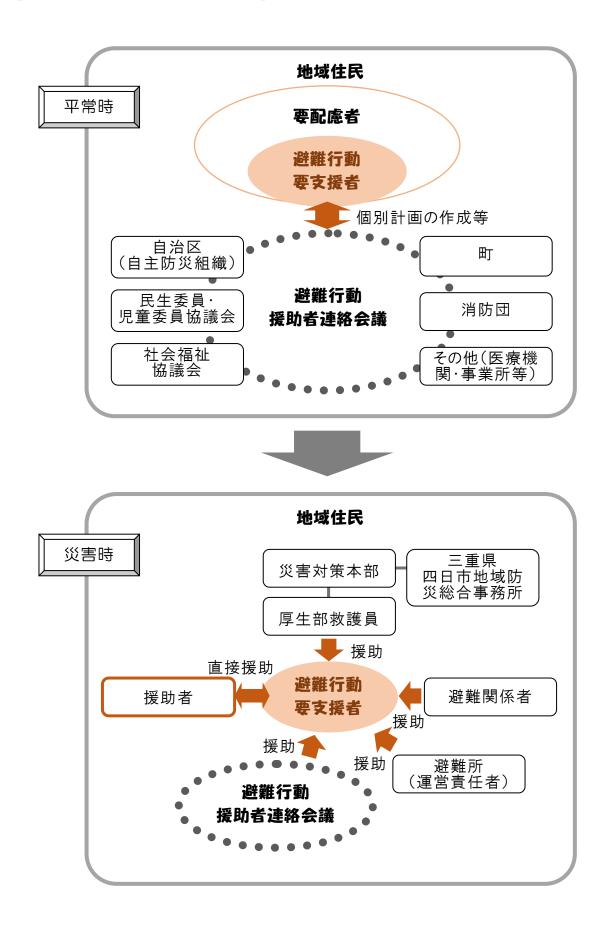
(6) 外出時の備え

外出した際に災害に遭った場合は、一層、周囲の人の援助や協力が重要となることから、周囲の人に速やかに援助してほしい内容などを伝えられるよう、外出時には、必要事項を記載したカードやブザーなどそれぞれの状態に応じて必要な物を携帯します。

(7) 住宅の安全対策

家屋の倒壊による被害を避けるためにも、住宅は、耐震診断を受け、必要があれば耐 震改修や補強を行い、門柱やブロック塀などについても同様に対応します。窓ガラスに ついては、市販の飛散防止フィルムを貼り付けておきます。

家具や大型の電気製品は、市販の固定器具等を使用して確実に固定します。また、固定できない場合は、倒れても被害を受けないような配置などを考えるとともに、家具や棚の上に物を置かないことや、落下防止等の措置をとっておきます。



第3章 避難行動要支援者情報の把握・共有

1. 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者名簿の目的

避難行動要支援者名簿は、災害時に避難行動要支援者の安否確認や避難援助、また避難所生活の援助を的確に実施するため、日頃の防災に関する援助活動を通じて援助者が必要な情報を事前に把握し、地域で安心して暮らすことができる援助体制の整備を図ることを目的とします。

(2) 避難行動要支援者名簿の対象者

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活基盤が自宅にある者、かつ、災害時に避難行動を要する者のうち、次のいずれかの要件に該当する者とします。

- ・要介護認定3~5を受けている者
- ・身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障害者であって、心臓・じん臓機能障害のみで該当する以外の者
- ・療育手帳Aを所持する知的障害者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する精神障害者
- ・年齢が75歳以上のひとり暮らし高齢者
- ・上記以外の者で町長及びこの計画に定める避難関係者がともに支援が必要であると 認める者

(3) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、本人の同意の有無に関わらず、朝日町地域防災計画に基づき、町関係部局から の情報の集約に努め、次に掲げる情報を記載した避難行動要支援者名簿を作成します。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする理由
- ⑦ その他避難支援等の実施に関し必要と認める事項

(4) 名簿情報提供に関する同意確認

町は、避難行動要支援者名簿に基づき、災害時に加え、平常時から防災に関する援助活動を行うため、避難関係者への名簿情報提供について、「朝日町きずな防災カード登録及び同意書」により同意の確認を行います。

(5) 避難行動要支援者同意者名簿への登録と避難関係者への名簿情報の提供

町は、「朝日町きずな防災カード登録及び同意書」により同意を得られた避難行動要支援者について、避難行動要支援者同意者名簿として登録するとともに、当該名簿情報を地域の避難関係者に提供することとし、災害時の援助のほか、平常時の訓練や防災に関する地域の活動等にも使用します。

尚、町は、災害が発生し、又は災害対策基本法その他の法令等に基づく避難準備・高齢者等避難開始の発表、避難の勧告若しくは避難の指示がある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避

難援助等の実施に必要な限度で、避難関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿 情報を提供するものとします。

(5) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町は、避難行動要支援者の援助にあたり、氏名や住所、同居人の有無等の基本情報のほか、身体の状況等の自力避難が困難な要因について町関係部局等から把握するよう努めるとともに、名簿登録に同意を得られた者については、本人や訪問を行った避難関係者から情報収集するものとします。

(6) 避難関係者に対する提供の手続き

町は、避難関係者に避難行動要支援者同意者名簿の情報を提供するにあたり、あらかじめ、当該名簿の提供を受けようとする避難関係者との間で、提供する個人情報の取扱いに関する協定を締結するものとします。その場合、避難関係者において名簿を管理する者をあらかじめ定めておくものとします。

(7) 避難関係者の役割と活動

避難関係者は、地域の安全に関する知識及び技術を習得し、町と協力して、避難行動要支援者に係る情報の整理及び更新、個別計画の策定その他必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

また、避難行動要支援者に対し平常時における声がけ、防災訓練の参加への働きかけ、 災害時における情報の提供、避難誘導、安否確認及び避難生活の援助等に努めます。

(8) 避難関係者等の安全確保

町は、災害時には、避難関係者や援助者自身とその家族の安全を確保した上で、災害 情報伝達や的確な 避難誘導を行うものとします。

2. 避難行動要支援者名簿の管理・更新方法

(1) 管理方法

避難行動要支援者名簿及び同意者名簿は、町担当課(総務課防災保全室、保険福祉課)、社会福祉協議会及び地域の避難関係者において、個人情報保護条例に基づき厳重に管理します。

(2) 更新方法

町は、地域の避難関係者及び関係各課が収集した情報を基に、避難行動要支援者同意 者名簿の更新を適時行い、関係部局と共有するとともに、避難関係者に提供します。

(3) 情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

避難関係者は、町より提供された避難行動要支援者同意者名簿に関する情報の適正な管理と注意を払いながら、平常時から避難行動要支援者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、情報伝達手段や避難援助の方法等について確認した上で、援助者の確保や避難誘導訓練の実施等を通じ、円滑な避難援助が行えるよう努めるものとします。

第4章 避難行動要支援者の個別計画

1. 目的

災害の発生時や災害の可能性が高まった際には、避難行動要支援者の避難援助を迅速かつ適切に実施するため、避難援助を要する一人ひとりについて、誰が援助し、どこの避難所等へ、どんな方法で避難させるか、あるいは、避難所へ行かないかなどをあらかじめ定めておく必要があります。

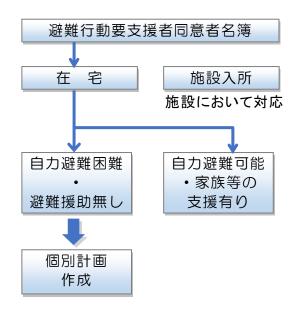
個別計画は、避難行動要支援者同意者名簿に登録した者について、平常時から、避難活動等に必要な情報を記載し、いざというときの事前把握のために作成することを目的としています。

2. 個別計画の作成

個別計画は、提供された避難行動要支援 者同意者名簿をもとに、自力避難が困難で、 かつ家族等の避難援助を受けられないもの 又は、家族の援助だけでは避難することが 困難なものを対象として作成します。

個別計画は、避難行動要支援者本人が必要な援助内容を認識するための手段であることから、避難関係者等は、避難行動要支援者本人またはその家族等とともに、各地域における実情を踏まえ、必要な事項を記載して作成します。

図 個別計画作成の対象



3. 個別計画の共有・管理

個別計画の原本は総務課防災保全室が保管し、副本により、避難関係者と本人との間で 共有するものとします。

また、個別計画の内容については、避難関係者が定期的に確認し、内容に変更がある場合、総務課防災保全室は保管する個別計画を修正するとともに、避難関係者と情報共有した個別計画の内容も更新します。

4. 援助方法等の調整

社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターは、避難行動要支援者と避難関係者及び援助者との打合せの調整、避難関係者間の役割分担の調整等を行うとともに、避難関係者及び援助者と連携し、一人ひとりの個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難援助等がなされるよう調整を行います。

また、普段から隣近所の住民同士が顔の見える関係を構築することを促し、避難関係者等を拡大するための取組を行います。

第5章 情報伝達体制について

1. 避難情報の種類

町は、大規模な災害の発生または発生が予測される際に、迅速かつ安全に避難行動要支援者等の避難または避難誘導を促すために、避難情報を発表・発令し、避難援助等に向け、避難関係者はもとより町民に広く周知します。

2. 避難準備・高齢者等避難開始発表の基準について

町は、三重県から必要な助言、支援を受け、気象情報、降水量、河川水位その他の各種情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合には、避難準備・高齢者等避難開始を発表します。

避難行動要支援者に対しては、この発令に応じた避難行動を積極的に促します。

3. 避難行動要支援者への情報伝達

町は、防災行政無線のほか、携帯電話、ファクシミリ、広報車等様々な手段を確保し、 避難行動要支援者へ避難準備・高齢者等避難開始等の防災情報を提供します。また、発令 された避難準備・高齢者等避難開始等が避難行動要支援者を含めた町民に届くよう、電話 連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの自主的な情報伝達体制の整備を促進 します。

<情報伝達手段>

- ① 防災行政無線の活用
- ② 防災情報メール (登録制メール)
- ③ 緊急速報メール (エリアメール)
- ④ 災害情報インターネットシステムの活用
- ⑤ 広報車等による広報
- ⑥ ファクシミリの活用

4. 避難行動要支援者の避難援助方法等の普及

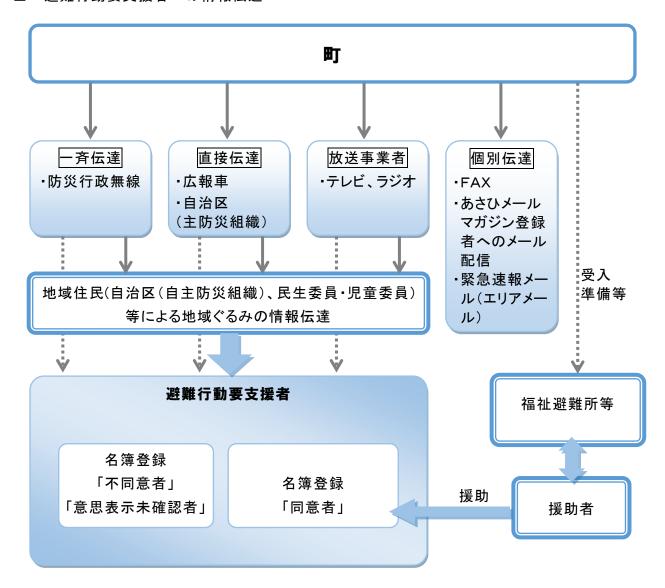
町は、避難行動要支援者の避難援助方法等の普及にあたり、避難関係者、地域住民等に対し、避難行動要支援者の情報の収集・共有や管理方法、避難行動要支援者の状況に配慮した避難援助方法等について、説明会や研修会の実施、広報紙発行、ホームページ作成等様々な方法を講じます。

5. 避難訓練の実施

町は、避難関係者と協力・連携し、各種訓練等において避難行動要支援者同意者名簿登録者を定期的に実施します。

避難訓練は、行政主導のみならず、地域が主体となって自主的な訓練を実施することと します。

□ 避難行動要支援者への情報伝達



□ 視覚・聴覚障害のある人に対する情報伝達方法

障害のある人	受信者の状況	情報伝達手段
聴覚障害のある人	在宅	TV文字放送 FAX、携帯電話メールサービス等
心兒样日初的句人	屋外	携帯電話メールサービス等
視覚障害のある人	在宅及び屋外	防災行政無線

第6章 避難誘導・安否確認体制の整備

1. 避難援助の実施体制

(1) 町における避難援助体制

町は、避難行動要支援者の円滑な避難援助のため、災害時の業務実施体制や職員配置等、町の体制を整備します。また、災害時には、町災害対策本部総務班を中心に、防災情報等に基づいて、早い段階で避難行動要支援者に対する避難援助体制を整えます。

また、避難準備・高齢者等避難開始の発令時に、避難行動要支援者が避難援助を受けられない場合や援助者が避難援助を行えない場合等に備え、避難援助要請等の対応に努めます。

(2) 地域における避難援助体制

町や地域の避難関係者は、防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等を 通じて、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとします。

また、援助者は、災害時に、個別計画に基づく避難援助を実施します。支援ができない場合は、町災害対策本部へ連絡し、救出・救助や応援要請を求めます。

(3) 社会福祉施設等の避難援助体制の整備

社会福祉施設等においては、町から提供される防災情報等に基づき、事前に、避難行動要支援者の受入れや避難援助などの体制の整備に努め、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の際は、迅速・確実な避難援助を行うものとします。

2. 安否確認情報の収集体制

(1) 避難行動要支援者名簿登録者の安否情報の収集

避難行動要支援者の安否情報の収集は、避難所等において実施しますが、避難行動要支援者は、親戚宅や知人宅にも避難することから、避難所等だけでは安否情報の収集は困難となります。このため、町は、町災害対策本部保険福祉班において、避難関係者及び援助者と連携し、避難行動要支援者の安否情報を収集・集約することとします。

(2) 援助者からの報告

援助者は、避難行動要支援者同意者を避難先へ収容した場合や親戚宅等への避難情報を得た場合は、避難所等又は町災害対策本部に報告するものとします。

図 避難行動要支援者避難援助フロー

災害対策本部 (防災保全室)

保険福祉班 <u>(保</u>険福祉課) 民生委員、自治区長 社会福祉協議会 援助者

避難行動 要支援者

<平常時>

- ○避難所の指定・環境整備
- ○情報伝達体 制の整備
- 〇備蓄物資の 準備

避難行動要支 援者名簿、避難 行動要支援者 同意者名簿を 作成、更新 避難行動要支援者 (同意者)の状態を 把握 日頃からコミュニケーションを図り、顔の見える関係を構築

制度の広報、説明会の開催、避難訓練の実施など

避難訓練の実施

避難援助体制の整備

避難関係者に対 する研修会の実 施 名簿提供の本人 意向の確認

名簿共有に関 する意思表示

★人希望聴取

供

必要な情報提

- ・関係機関等と の情報の共有
- ・地域で行われ る防災訓練等の 援助
- ・避難所運営マ ニュアルの作成

など

避難行動要支 援者同意者名 簿を避難関係者 に提供

援助者等の関係 者の情報により 名簿補正

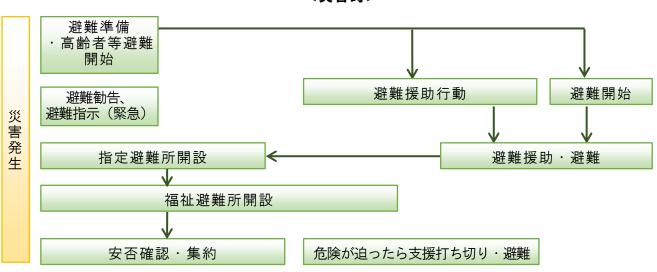
名簿更新(適時)

個別計画 の作成 避難行動要 支援者同意 者に対して援

> 避難援助方法、避難場所等を相談 (民生委員・児童委員等)

助者を選任

<災害時>



第7章 避難所等における援助体制

1. 避難所における援助対策

(1) 町による対策

大規模な災害が発生した場合には、避難行動要支援者を含む多数の被災者が避難所で 生活を送ることが想定されます。このため、町は地域防災計画で指定する避難所につい て、避難行動要支援者の利用に配慮し、バリアフリー化や身体障がい者用トイレへの改 良・新設など、施設の整備改善を行います。またバリアフリー化されていない施設につ いては、スロープ等の段差解消設備、障がい者用トイレ等を速やかに仮設するものとし ます。

(2) 避難関係者による対策

地域の避難関係者は、避難行動要支援者の避難生活時の配慮事項に留意するとともに、 避難行動要支援者の要望を把握するため、福祉関係者、外国人援助団体、ボランティア 等の協力を得ながら避難所へ避難行動要支援者用相談窓口を設けるものとします。その 際、女性及び乳幼児のニーズを把握するため、相談窓口に女性を配置するなどの配慮を 行うものとします。

(3) 避難生活への配慮

避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者、子ども等の心身の健康管理及び生活リズムを取り戻す取組みが重要となります。このため、町は保健師等による健康相談、二次的健康被害(エコノミークラス症候群、生活不活発病発病等)の予防、こころのケア等の関係職員による相談等、生活の援助を必要に応じて実施するとともに、避難行動要支援者の状況に応じて一般避難所から福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行うものとします。また、避難行動要支援者に応じた食料や生活物資等の救援物資の確保および配布、避難行動要支援者のための避難スペースの確保、確実な情報伝達等に努めるものとします。

被災した避難行動要支援者の中には、他人との共同生活が難しい等の理由から、避難所外の自家用車や自宅敷地内で避難生活を送る人がいることも考えられます。町は、こうした避難生活を送る避難行動要支援者の所在や現状を把握し、必要な情報提供を行いながらニーズの把握を行うとともに、必要な対策や援助を行います。

2. 福祉避難所

(1) 福祉避難所の確保

町は、通常の避難所では避難生活が困難な避難行動要支援者のための避難所として、 施設自体の安全性が確保され、バリアフリー化されている等、避難行動要支援者の利用 に適している、保健福祉センターを福祉避難所として維持・確保します。

(2) 福祉避難所の運営と整備

福祉避難所においては、町は職員等を派遣し、避難生活上の援助を行うとともに避難 行動要支援者の生活状況やニーズを把握し、避難関係者等と連携して、必要とする福祉 サービスを受けられるよう配慮するものとします。

また、町は、福祉避難所の整備及び円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認等、福祉避難所の設置や運営の訓練を実施します。

(3) 福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は、避難行動要支援者のうち、一般の指定避難所では生活に支障をきたすため特別の配慮を必要とするもので、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅のものとします。

尚、対象者を介助する家族等も、対象者とともに避難できるものとします。

(4) 福祉避難所の指定と利用

町は、福祉避難所の設置について広く協力を求め、協力を得られる施設を福祉避難所として指定します。この場合、当該施設との間で、災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定をあらかじめ締結し、受け入れる際の要件、受入可能人数、費用負担等について明らかにしておくことにより円滑な福祉避難所の開設、受入、運用を図るものとします。

第8章 推進に向けて

本プランの円滑な推進に向けては、避難行動要支援者の対象者や、今後その対象となるものなどの混乱を避ける意味でも、保険福祉課が運用する 65 歳以上高齢単身世帯・65 歳以上のみで構成された世帯を対象とした「朝日町福祉防災カード制度」との調整及び効果的な運用が重要となります。

そこで、避難行動要支援者制度の運用にあたっては、あくまでも現在の保険福祉課による運用制度は継承しつつ、避難関係者等と密に連携し、災害時に備え本制度の導入を進めます。

□ 朝日町福祉防災カードの継承と朝日町きずな防災カード制度の運用について

〈現対象者〉

65歳以上の高齢単身・65歳以上のみで構成された世帯

保険福祉課発行・管理

平成 28 年 12 月まで

黄色のカード:朝日町在宅福祉防災カード(これまでの制度)

保険福祉課発行·管理

平成 29 年 1月~

緑色のカード:朝日町福祉防災カード(これまでの制度)

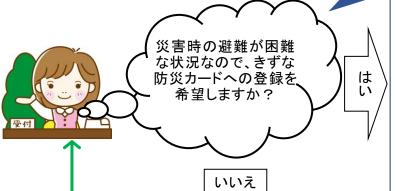
保険福祉課発行 · 管理

防災保全課発行 · 管理

平成 30 年 秋頃~ 朝日町福祉防災カード (現制度)

(新制度) 朝日町きずな防災カード

〈現対象者〉 65 歳以上の高齢単身・65 歳以 上のみで構成された世帯 〈新制度対象者〉 75 歳以上の高齢単身者、要介 護状態区分が3~5の認定者な ど



朝日町福祉防災カードを継続

民生委員が回収 保険福祉課が管理

朝日町福祉防災カード

〈避難行動要支援者制度の運用〉

- ① 75歳以上ひとり暮らしとなった場合などに、「きずな防災カード登録及び同意」を選択する(同意拒否も可能)。
- ② 同意する場合は、直接訪問・郵送又は、持参により防災保全課に提出する (これまでは民生委員が回収したもの)。
- ③ ①に同意しない「福祉防災カード」登録者は、継続的に更新していく。
- ④ ②で同意した者は「きずな防災カード」に記入し、登録する。
- ⑤ ②で同意書を提出した者とそうでない 者の災害時等の対応は異なる。
- ⑥ ②で同意書を提出した者には、災害時のさらなる避難援助のため、「個別計画」を作成する制度も運用する。など

※<u>「福祉防災カード」登録者のうち、「きずな</u> 防災カード」の対象者となる方は、現制度の継 続か、「きずな防災カード」への移行(個別計 画作成)を選択できることになる

※詳細は、次頁参照

朝日町地域防災計画に基づく 新制度の開始(避難行動要支援者制度)

- ・年齢が75歳以上のひとり暮らし高齢者
- ・要介護認定3~5を受けている者 などが新制度の対象

(新制度) 朝日町きずな防災カード 登録及び同意書

防災保全課が発行 **く・・・・・**↓
対象者に直接郵送、又は手渡し
↓

個人の意思が確認できる まで繰り返し

対象者が防災保全課に同意書を郵送、又は持参

同意書 朝日町 きずな防災 カード

災害時のほか、日頃の防災に関する援助活動 のため、地域の援助者にきずな防災カードの 情報を提供

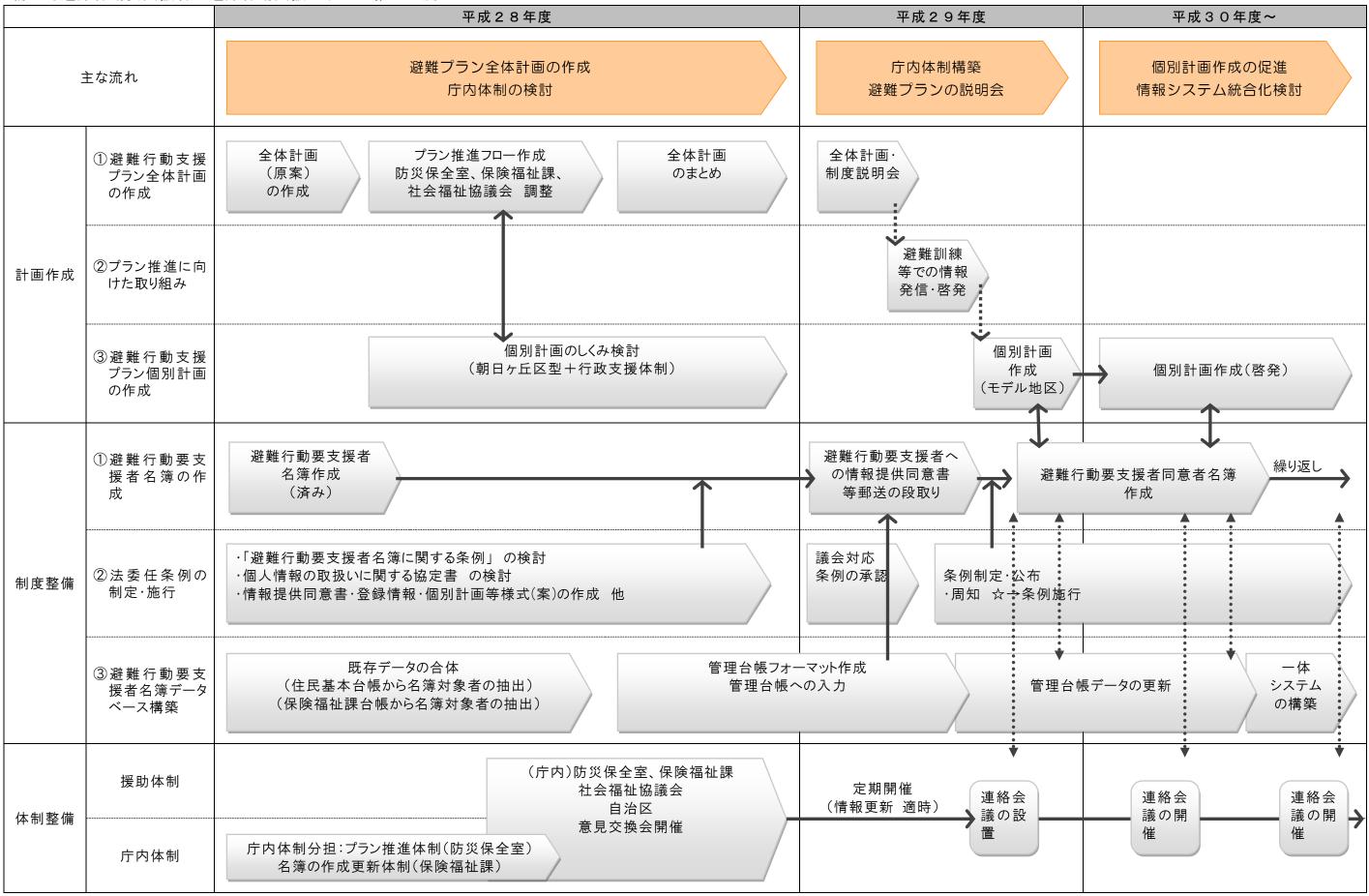
> 災害時のさらなる、きめの細かい 避難援助のため

個別計画防災保全課で管理

※社会福祉協議会や民生委員・児童 委員コーディネートの元、自治区 などの協力により援助体制を検討 し、避難行動要支援者の個別の援 助計画を作成 非 同意書 無し 無し

災害時、個人の生命、身体、健康、生活 又は財産を保護するため、緊急かつやむ を得ないと認められるとき地域の避難関 係者や援助者に個人情報を提供

口朝日町避難行動要支援者の避難行動支援プラン 推進の流れ



(様式1)

避難行動要支援者名簿

同意の有無	氏名	生年月日	性別	₸	住所・実際の居所	電話 号 その他の連続	支援 が 要 理 由	個 別計 画の有無	その 他

朝日町福祉防災カード

								区	分							
氏	名			性別		電話番	号					緊急通幸	₹	有	• 	
生	年月日				住所											
		氏	名	性別	生年	月日			氏	名		性別	4	年	月 E	3
家族構成																
緊急	氏 名 住所								続柄			電話		備	考	
緊急時連絡先																
			1. 健康			2.病弱	• 病	気	•				•			
心身状況	主病名				医療機関											
	医	療	1. 人工透析	2.	人工呼	吸器	3.	.酸素療法 4.インシュリン療法								
日常	歩	行	1. 自立	2.	歩行介	助	3. 歩けない (車いす・担架)									
生活状況	食	事	1. 普通食	2.	流動食		3. 経管栄養									
況	排	泄	1. 自立	2.	おむつ	使用	3.	ストマ使用(便・尿)								
その他特記事項																
避	難場所	f					,	民生氢	委員							
緊	急時名	や避難	活動に役立て	るため、	、上記事	事項を事	前に	登録	し、	避難を	容易し	こするため	りに	- 日常	きか	ら

緊急時や避難活動に役立てるため、上記事項を事前に登録し、避難を容易にするために日常からの見守り活動等に使用することを目的に、朝日町社会福祉協議会並びに私が居住する地域の民生委員・児童委員に配備することを同意します。

年 月 日

朝日町長様

本人氏名			印
代理人氏名	印	続柄	

朝日町きずな防災カード登録及び同意書

- 1. 避難行動要支援者は、朝日町きずな防災カードに関する情報を援助者へ提供することに同意することにより、援助者から災害時の避難行動の援助を受ける可能性が高まります。しかし、援助者自身やその家族などの安全が前提のため、この同意によって、災害時に避難行動の援助が必ずなされることを保証するものではなく、また、援助者は、法的な責任や義務を負うものではありません。
- 2. 私が登録した個人情報を災害時の避難援助活動、安否確認などのほか、日頃の防災に関する援助活動などを行うため、町と協定を締結した避難関係者(自治区(自主防災組織)、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、消防団など)、及び朝日町の関係部局に提供することに同意します。
- 3. 災害時に命にかかわるような安否確認などの必要がある場合、住居内に立ち入ることを承諾し、その際、やむを得ずその住居などの一部を破損しても、修繕、損害賠償などについて一切請求しません。

上記3点の内容を理解したうえで、私は、「朝日町避難行動要支援者避難行動支援プラン」の趣旨に賛同し、避難行動要支援者として登録することを、

口同意します		口同意しま	ドせ	ν	
※いずれか一方に✔してください。			年	月	□作成
朝日町長あて	本人氏名				印
	化 押 人 氏 夕			fn 続	伝

【ここからは、 同意いただいた方のみご記入ください。】 取扱注意

申請者連絡先		携帯電話			FAX				
		メールアトレス			その他				
自力避り		状況確認(あてはまる□に✓をつけて下さい) □介護保険制度による要介護状態区分が要介護3、4、5と認定された □身体障害者手帳1級または2級を所持している □療育手帳Aを所持している □精神障害者保健福祉手帳1級を所有している □75歳以上の一人暮らしで、かつ、災害時の自力避難に不安がある □その他(
留意 事項 (※援助活動を円滑にすすめるため、必要な事項をご記入ぐ						ください	('\)		
援助区分	分(A~	·Cのいずれか	♪を○で囲んで下さい	(1)	Α •	В	•	С	
A:	自力	で動けないか	た (例)車椅子	こなどのたる	め、避難する	祭、援助	者の介	助が必	要
В:		自力で動けるが、歩行に不安があるかた (例)足腰等が弱く、あるいは身体が脆弱で、避難所まで援助者の同行が必要							
C:	自力で動けるが、情報入手や避難判断に不安があるかた (例)自力で避難可能と思われるが、一人暮らしのため安否確認・声かけが必要								

・同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

避難行動要支援者避難行動支援プラン・個別計画

平成 年 月 日作成

朝日町長 あて

- (1) この個別計画を複写し、自治区、民生委員・児童委員協議会、消防団などに提供します。
- (2) この個別計画の情報は、災害時の避難行動の援助活動、安否確認、日頃の防災に関する援助活動に利用するものであり、それ以外の用途に使用したり、他に提供しません。
- (3) この 個別計画は、災害時の避難行動の援助が必ずなされることを保証するものではなく、また援助者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

私は、下記情報について、記載内容に誤りがないことを確認するともに、朝日町に報告することを 了承します。

本人署名

代理人署名(続柄):

代理人住所:

※本人が直筆できない場合又は未成年の場合は代理の方の署名をお願いいたします。

			代埋人	、電	詁番号:			
ふりがな					生年月日			
氏 名			(男•	女)	明·大 昭·平	年	月	日
住所					自治区		□未加	入
申請書	自宅電話				FAX			
連絡先	携帯電話				メールアドレス			
同居人	□あり(人)	□なし		家族構成			
避難時に 配慮すべき こと	□立つこと □物が見え		きない こくい)		い) 音が聞こえな 言葉や文字の 類を見ても知	の理解	が難しい	·
医療	1. 人工透析	f 2. 人二	匚呼吸器	3.	酸素療法	4. /	インシュ	リン療法
食事	1. 普通食	2. 流重	协食	3.	経管栄養			
排泄	1. 自立	2. おも	つつ使用	3.	ストマ使用	(便	· 尿)	
特記事項	その他利用	している保存	建•医療•福	祉サ	トービス、常何	莆薬•	装具等	

(登録及で	び情報を挑	是供するこ	とについ	て同意	を得る	た上で	、でき	きるだけ記入し	てください。)
				第1词	車絡先	<u>.</u>		第2	2連絡先
	ふり	がな							
緊急時	氏	名							
0	(団体	本名)							
連絡先	本人と	の関係							
	住	所							
	電話	番号	(自宅) (携帯)					(自宅) (携帯)	
	メールフ	アト・レス							
援助者	氏名又は団体 名及び代表者			住所			電話番号	メールアトレス	
1							(自宅		
0							(自宅	三)	
2							(携帯	寸)	
3			(自宅						
0			(携帯						
	民生委員	員名	(連絡先)						
(避難計画	画を記入し	てください	· \ _o)						
普段いる	部屋					寝室(の位		
						置			
避難済み	の目印					避難し	こ必		
						要なも	(D)		
情報伝達	Ė	(誰からる	どのように	こ伝達さ	される	グ ュ)			
一時避難場所						避難月	听		
避難経路	•避難時	や避難所	などで注	意する	ことな	ど(図ŧ	う入え	いながら記入)	
l									

(参考)

朝日町避難行動要支援者名簿に関する条例(参考案)

(目的)

第1条 この条例は、避難行動要支援者に対する避難援助等を実施するための基礎となる名 簿の作成及び避難援助等関係者への提供に関し必要な事項を定めることにより、避難援助 等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難援助等の実施を支援し、もって避難行動要支 援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 避難行動要支援者 高齢者、障がい者、要介護者その他の特に配慮を要する者のうち、 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なもので あって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (2) 避難援助等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要 支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3) 避難援助等関係者 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の11第2項に規定する機関及び団体及び個人で、次に定める機関をいう。
 - (ア) 四日市市消防本部
 - (イ) 三重県警察署
 - (ウ) 朝日町民生委員・児童委員協議会
 - (工) 朝日町社会福祉協議会
 - (才) 自治区
 - (カ) その他朝日町要配慮者避難支援プランに定める団体等

(避難行動要支援者の範囲)

第3条 避難行動要支援者の範囲は、次に掲げる者とする。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項の規定による要介護認定を受けていて、 当該要介護認定に係る要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及 び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項に規定する要介護3、 要介護4又は要介護5のいずれかである者
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則(昭和25号厚生省令第15号)別表第5号の身体障害者障害程度等級表の1級又は2級であって、心臓・じん臓機能障害のみで該当する以外のもの
- (3) 療育手帳(児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度の記載があるものをいう。)の交付を受けている者であって、その障害の程度がA1又はA2であるもの
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定 により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福

祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級が1級である もの

- (5) 単身の世帯に属する75歳以上の者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとして規則で定めるもの

(避難行動要支援者名簿の作成)

- 第4条 町長は、避難行動要支援者に対する避難援助等が円滑に行われるよう必要な体制を 整備するため、避難行動要支援者について避難援助等を実施するための基礎とする名簿 (以下「避難行動要支援者名簿」という。)を作成するものとする。
- 2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は 記録するものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 性別
 - (4) 住所又は居所
 - (5) 電話番号その他の連絡先
 - (6) 避難支援等を必要とする理由
- 3 町長は、避難行動要支援者名簿の記載事項について、正確かつ最新の内容に保つよう努 めなければならない。

(名簿情報の提供)

- 第5条 町長は、災害の発生に備え、避難援助等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を提供するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名 簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報の提供をす ることができない。
- 3 町長は、災害が発生し、又は災害対策基本法その他の法令等に基づく避難準備・高齢者等避難開始の発表、避難の勧告若しくは避難の指示がある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難援助等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

(名簿情報の取扱いに関する協定)

- 第6条 町長は、前条第1項の規定により名簿情報の提供をしようとするときは、当該名簿情報の提供を受けようとする避難援助等関係者との間で名簿情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。
- 2 町長は、前項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、同項の協定を締結した避難援助等関係者から、提供した名簿情報の管理に関し

て報告を求め、又は提供した名簿情報の管理の状況を検査することができる。

(名簿情報の漏えいの防止のための措置)

第7条 第5条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者は、当該提供を受けた 名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8条 第5条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者は、避難援助等の用に 供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は当該名簿情報の提供を 受けた者以外の者に提供してはならない。

(守秘義務)

第9条 第5条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難援助等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(公表)

- 第10条 町長は、前条の規定に違反して秘密を漏らした者があるときは、違反した者が属する、又は属していた団体の名称及び当該違反行為の経緯を公表することができる。
- 2 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となるものにその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で 定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

朝日町避難行動要支援者登録名簿の取り扱いに関する協定書

朝日町(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)は朝日町避難行動要支援者登録名簿(以下「名簿」という。)の提供及び受領に関して次のとおり協定を締結する。

- 1 甲は、災害時における安否確認及び避難援助のために、災害対策基本法及び朝日町地域 防災計画に基づく避難行動要支援者名簿を作成し、乙に提供するものとする。
- 2 乙は、名簿を乙代表者宅に保管するものとし、複写は禁止する。
- 3 乙は、代表者が変更になった場合は、甲に速やかに届けることとし、次の代表者に本協 定書及び名簿を継承すること。
- 4 乙は、名簿の情報が個人のプライバシーに深く関わるものであることを理解し、災害対策基本法に基づく秘密保持義務及び名簿情報の漏洩や拡散がないように適切に管理すること、災害対策以外には使用しないことを遵守すること。
- 5 乙は、閲覧可能な役員を別紙のとおり定め、登録された者以外の名簿閲覧を禁止し、そ の情報管理に万全の注意を払うものとする。
- 6 乙は、名簿の情報が漏洩するおそれが生じたときは、速やかに甲と協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所 持する。

平成 年 月 日

※避難行動要支援者登録名簿の閲覧役員一覧